

神奈川県 年収590万円未満世帯まで授業料無償化詳報

2017年度  
第4号

私学助成運動ニュース

2018年2月9日(金)  
神奈川県私学助成をすすめる会  
横浜市中区桜木町3-9  
TEL 045-212-5574  
FAX 045-212-5575

# 私学振興課が公立中3生に 実質無償化を告知へ

## 下のチラシを8日発送！週明けに公立中で配布へ！ 「私学選択の一助にしてほしい」と櫻山副課長

昨年12月13日(水)に「神奈川県私学助成をすすめる会」は、冬の私学振興課要請を行いました。その際、私学振興課長の八尋氏と次のようなやりとりがありました。

八尋課長：「国が2020年度に590万未満まで無償化するようだが、それを待つのではなく県としてできることはやっていく」

すすめる会：「制度改革しそだが、入試に間に合うように発表時期を考えてほしい」

八尋課長：「それは検討している。例年だと2月中旬になる。それでは間に合わない。早めたいが予算発表時期や議会との関係もあり、それほど早くできないかもしれないが、考えている」

「増額は、平成30年第1回神奈川県議会定例会の審議を経て決定されます。」と小さく但し書きがついているのは、そういう事情です。県の英断によるこのピンクのチラシが中3生に届き、私学進学を後押しするよう、中学生の相談の際には活用していこう。



平成30年4月に私立高等学校等に進学される皆様へ

私立高等学校の授業料の

## 補助金を増額予定です！

補助金は、平成30年第1回県議会定例会の審議を経て決定されます

神奈川県では、私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、入学金・授業料の返還不要の補助を行っています。平成30年度は、神奈川県生徒学費補助金を拡充し、

国の制度と合わせて、年収約590万円未満の世帯について、

県内私立高等学校の平均授業料432,000円まで支援します！

H29年度		H30年度(予定)		
所得区分	H29年度の授業料(円)	H30年度の授業料(円)	増額額(円)	
第1区	年収約210~350万円未満の世帯	408,000円	432,000円	24,000円
第2区	年収約350~500万円未満の世帯	312,000円	432,000円	120,000円

※1 年収は世帯年収とし、世帯員は世帯主、配偶者、18歳未満の子供、18歳以上の学生、18歳以上の障害者、18歳以上の高齢者を指します。

※2 年収が590万円未満の世帯は、年収約590万円未満の世帯に該当します。



年収590万円未満の世帯  
私立高校  
授業料・実質  
無償化！

お申込み(申請)が必要です

私立高校では、2月中旬以降も生徒の2次授業の受けも行う学校もあります。  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/029/>  
最新情報は2月16日に県ホームページに掲載予定です。  
なお、出願方法や出願書類等の詳細は各学校へお問い合わせ下さい。

神奈川県私学助成をすすめる会 電話045-212-5574(直通線)  
横浜市中区日本大通1-7-21 TEL 045-212-5574 <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/029/>

印刷部 印刷部 印刷部

←表  
↓裏

### 平成30年度の授業料・入学金補助額(年額)

※1 私立高等学校の平均・授業料(元)・入学金(元)・入学金(元)・入学金(元)

私ほどの所得区分に該当？

- ① 所得区分は、18歳未満の世帯員(18歳未満の子供)を指します。(18歳以上の学生、18歳以上の障害者、18歳以上の高齢者を指しません。)
- ② 年収は「世帯年収」を指し、世帯主と世帯員(配偶者、18歳未満の子供、18歳以上の学生、18歳以上の障害者、18歳以上の高齢者)の年収を指します。
- ③ 年収590万円未満の世帯は、年収約590万円未満の世帯に該当します。年収約590万円未満の世帯は、年収約590万円未満の世帯に該当します。

所得区分	年収区分	平均授業料(円)	平均入学金(円)	授業料補助額(円)	入学金補助額(円)	補助率(%)
第1区	年収約210~350万円未満の世帯	408,000円	100,000円	297,000円	135,000円	72.8%
第2区	年収約350~500万円未満の世帯	312,000円	100,000円	237,600円	194,400円	62.3%
第3区	年収約500~650万円未満の世帯	216,000円	100,000円	178,200円	253,800円	82.5%
第4区	年収約650~800万円未満の世帯	120,000円	100,000円	118,800円	74,400円	62.0%

区分	項目	授業料補助(上限額)	入学金補助(上限額)	授業料補助の内訳	
				① 授業料補助	② 入学金補助
1	第1区	432,000円	100,000円	297,000円	135,000円
2	第2区	432,000円	100,000円	237,600円	194,400円
3	第3区	432,000円	100,000円	178,200円	253,800円
4	第4区	432,000円	100,000円	118,800円	74,400円
5	第5区	193,200円	対象外	118,800円	74,400円
6	第6区	118,800円	対象外	対象外	対象外

※1 平均の授業料は私立高等学校の平均授業料を指し、平均入学金は私立高等学校の平均入学金を指します。

※2 年収590万円未満の世帯は、年収約590万円未満の世帯に該当します。年収約590万円未満の世帯は、年収約590万円未満の世帯に該当します。

- ① 国公立高等学校等奨励金(国の制度) — 私立高等学校等に在学する生徒が、国公立高等学校から私立高等学校へ転学して進学している場合、国公立高等学校の授業料に充てられた奨励金として国の「国公立高等学校等奨励金」を支給し、国公立高等学校の授業料を軽減する制度です。対象は上述の区分1~5に該当の方です。
- ② 神奈川県私立高等学校奨励金(県の制度) — 県内の私立高等学校等に在学する生徒の経済的負担を軽減するため、入学金・授業料を補助する制度です。対象は上述の区分1~5に該当の方です。県内に在学の方です。

詳しくは掲載した県の私学助成課までお問い合わせください。

### その他の返還不要の補助制度

- ③ 神奈川県私立高等学校協会(協会の制度) — 全県協賛(学年別) 県内・市町村協賛(学年別) 県外の方に対し、授業料以外の教育費を軽減する制度です。  
連絡先 協会に加盟の高等学校 TEL 045-212-5574(直通線)

### 貸付の制度

- ④ 神奈川県私立高等学校協会 — 学習費の中心となる入学金等に代わり、貸付金の貸付を行う制度  
連絡先 神奈川県私立高等学校協会 TEL 045-212-5574(直通線) <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/029/>
- ⑤ 母子学費補助金 — 子どもの進学等に当たり、母子世帯の経済的負担を軽減する制度  
連絡先 県に加盟の高等学校 TEL 045-212-5574(直通線)

※1 平均の授業料は私立高等学校の平均授業料を指し、平均入学金は私立高等学校の平均入学金を指します。  
<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/029/>